

令和8年度大学生等によるプラスチックごみ削減に対する支援業務委託仕様書

本仕様書は、神奈川県知事（以下「発注者」という。）及び受注者が締結する契約「令和8年度大学生等によるプラスチックごみ削減に対する支援業務委託」に関する事項について定める。

1 事業の目的

神奈川県は「かながわプラごみゼロ宣言」を發表し、2030年までのできるだけ早期に、リサイクルされずに廃棄されるプラごみゼロを目指している。

本事業は、大学生等（※1）のアイデアを活かし、飲食を伴う場（※2）でのプラごみ削減の取組を行う大学生等を主体とする団体（以下「学生団体」という。）への支援を通じ、飲食を伴う場でのプラごみ削減のモデルとなる事業を創出することで、プラごみ削減を実践するほか、大学生等に成長の機会を創出し、プラごみゼロ宣言の理念を普及させることができる旗振り役を輩出するとともに、効果的なプラごみ削減の取組を県内に波及させることを目的とする。

※1 神奈川県内に立地する大学、短期大学、専門学校等に在籍するものをいう。

※2 学園祭、地域におけるお祭り等の期間が限定されたイベントの他に、学食や購買等通年飲食物が供される場も含む。

2 契約期間

契約締結日から令和9年3月5日(金)まで

3 事業概要

飲食を伴う場でのプラごみ削減のモデル事業を創出するための一連の業務（本事業による支援を受けてモデル事業の候補となる取組の内容を検討し、実証実験を行う学生団体（以下「実証実験協力団体」という。）の募集、審査会の運営、実証実験の実施、伴走支援・費用支援、実証実験実施結果の検証、発表に係る支援等）を行う。また、実証実験等の様子を撮影し、普及啓発のための動画を作成するとともに、今後に向けた改善の提案を行う。

4 業務内容

業務遂行に当たっては、以下の内容を踏まえるとともに、本仕様書に記載のない事項についても本事業の遂行に必要な事項は積極的に行うこと。

(1) 実証実験協力団体の募集

ア キックオフイベントの開催【一部企画提案事項】

<発注日～発注者と協議して決定するイベント開催日>

受注者は、以下のとおりキックオフイベントを開催することとし、イベントに係る広報や応募受付を含む準備及びイベントの運営を行う。

【キックオフイベント概要】

(ア) 目的 実証実験協力団体募集の周知、募集要件の説明、募集に向けた機運醸成

(イ) 日時 令和8年5月上旬～中旬の受注者と発注者が協議して決定する日

- (ウ) 参加料 無料
- (エ) 想定参加者 実証実験協力団体への応募を検討している学生団体、その他教員等学校関係者
- (オ) 開催形式 対面（会場は発注者の指定する神奈川県内の施設（県本庁舎大会議場を予定：定員120名程度）、オンライン又は対面・オンラインのハイブリッド開催【企画提案事項】

(カ) 内容

- ・ 本事業の概要説明
 - ・ 募集要件の説明
 - ・ その他本事業の潜在的な応募者の関心を喚起できる企画【企画提案事項】
- ※ 対面開催の場合の会場使用料は発注者が負担する。その他、内容等については発注者及び受注者が調整の上決定することとし、イベントの準備・運営に要する費用は、受注者が委託費の中から負担すること。

イ 募集のための広報等の実施【企画提案事項】

＜発注日～発注者と協議して決定する募集期限日＞

キックオフイベントへの参加及び本事業への応募を促進するため、広報を行うこと。潜在的な応募者は、プラごみ削減の取組を実施し得る大学のゼミ・サークル等であることに留意し、ウェブ・SNS等適切な手法を選択すること。

ウ 応募受付

＜発注者と協議して決定する期間＞

受注者は、発注者が別に定める募集要領により、応募受付及び付随する業務を行う。

なお、応募には原則、神奈川県電子申請システム（e-kanagawa電子申請）を用いることとし、内容については、発注者と調整の上、決定するものとする。

エ 審査会の開催

＜6月中＞

実証実験協力団体の決定のため、受注者は、6月1日～30日のうち発注者と協議し決定した日に、応募者にモデル事業の候補となるプラごみ削減の取組内容を提案させる審査会を開催すること（対面開催：会場は受注者が手配）。なお、応募者が3者に満たない場合でも、応募者が実証実験協力団体に相応しいか確認するため、審査会を開催するものとする。

審査会は、プラごみ削減に識見を有する者少なくとも3名（以下「審査会委員」という。うち1名は発注者が選定し、それ以外は受注者が選定する。）が出席し、応募者の企画提案を審査するものとする。

受注者は、審査にあたり応募資格への合致有無、取組のプラごみ削減への寄与度、継続性、実現可能性、削減目標の明確さ、効果検証の可否、創意工夫等を総合的に考慮したうえで採択者を3者選考し（応募者が3者に満たない場合は各応募者に係る採択可否を決定し）、発注者に提案すること（最終的な決定は発注者が行う）。また、審査の記録を適切に作成し、発注者に提出すること。

(2) 実証実験の実施

ア 実証実験の実施

受注者は、飲食を伴う場でのプラごみ削減のモデルとなる事業を創出するため、(1) エで実証実験協力団体に決定された者が提案したプラごみ削減の取組について実証実験を行う。実証実験の計画検討、準備、実施、効果検証については、原則的には実証実験協力団体が主体的に行い、受注者は、次のイ及びウにより支援を行うこと。

なお、実証実験協力団体が3者に満たない場合は、採択された団体に対して必要以上の支援を行うことはせず、採択団体数に応じた適切な範囲で支援を実施すること。その際、実際に行った支援内容に応じて契約金額を精算（発注者との協議の上で本契約を変更し、契約金額を改定）すること。

イ 伴走支援の実施【企画提案事項】

＜実証実験協力団体決定～かながわプラごみ削減オンラインフォーラムの日＞

- (ア) 受注者は実証実験協力団体に対し、次の視点で伴走支援を実施する。
- ・ 実証実験協力団体の行うプラごみ削減の取組の実現性が担保されること。
 - ・ 取組がより効果的なものになるとともに、支援終了後も持続可能なものになること。
 - ・ 取組が「モデル事業」として、他の学生団体や大学、企業等から参照されるようになることを目指すこと。
 - ・ 実証実験の実施結果を踏まえた課題や改善策が、実証実験協力団体の中で効果的に共有されること。
 - ・ 上記1に掲げた事業の目的に鑑み、実証実験協力団体の大学生等の気づきや学びを促進すること。
- (イ) 伴走支援の例は次のとおり
- ・ 実証実験の実施に向けた進捗管理、助言、情報提供等
 - ・ 計画（短期及び中長期）策定支援
 - ・ 必要な事前調査や試行等の支援
 - ・ プロモーション支援
 - ・ 実施結果の評価の支援
- (ウ) また、実証実験協力団体が「かながわプラごみ削減オンラインフォーラム（※）」で実証実験結果を発表することを踏まえ、発表準備に係る支援を行うこと。

※かながわプラごみ削減オンラインフォーラムでの実証実験実施結果の発表について

2月前半頃に発注者が開催予定の「かながわプラごみ削減オンラインフォーラム」（企業や自治体等によるプラごみ削減（プラスチックの3R+Renewable）について、様々な先進事例・好事例を紹介するオンライン開催のフォーラム）において、実証実験結果の社会への発信・今後の横展開のため、実証実験協力団体に報告を依頼することを予定している。

なお、本フォーラムの運営については、本事業の業務の対象外である。

ウ 費用支援の実施

＜実証実験協力団体決定～かながわプラごみ削減オンラインフォーラムの日＞

実証実験協力団体が実証実験を行うにあたり必要な経費（以下、「必要経費」という。）については、下記の条件に従い、受注者が委託費の中から負担すること。

(ア) 必要経費の範囲

別紙に定める範囲内で、実証実験協力団体が計画書（ウ）bで後述）で定め、受注者の承認を受けた経費とする。

(イ) 上限額 実証実験協力団体1者につき100万円

(ウ) 必要経費支払前の手続き

a 受注者は、実証実験協力団体決定後遅滞なく、実証実験協力団体から誓約書（参考様式1）を徴すること。

b 受注者は、実証実験協力団体決定後、実証実験協力団体に実証実験の実施内容・必要経費等を定めたプラスチックごみ削減実証実験事業計画書（参考様式2）（以下、「計画書」という。）を策定させ、発注者と協議・確認した上で承認すること。

なお、計画書の提出後に計画書の内容に変更が必要な事情が生じた場合は、受注者は、実証実験協力団体からプラスチックごみ削減実証実験事業計画書変更承認申請書（参考様式3）を徴し、発注者と協議・確認した上で承認すること。

c 受注者は、計画書の承認後、誓約書及び計画書を添えて発注者に実証実験協力団体への再委託を申請すること。実証実験協力団体への必要経費の支払いは、承認が得られた後に実施すること。

(エ) 支払方法・時期等

以下を原則とし、必要に応じ発注者と協議し適切に決定すること。

a 1件5万円未満の必要経費 計画書の受注者への提出後、遅滞なく実証実験協力団体に支払うこと。ただし、実証実験協力団体における未使用額が10万円を超えない範囲で、必要経費の不足が生じる都度支払うこと。

b 1件5万円以上の必要経費 受注者が実証実験協力団体に代わって発注し、必要経費の支払いを行う。

(オ) 報告

1月末までに、各実証実験協力団体からプラスチックごみ削減実証実験結果報告書（参考様式4）に領収書等経費の支出を証する書類の写しを添えて、受注者に提出させるとともに、受領後は発注者にも提供すること。また、本報告書に基づき、実際に使用した必要経費の額に応じて契約金額を精算（発注者との協議の上で本契約を変更し、契約金額を改定）すること。

(3) 普及啓発動画の作成【企画提案事項】

実証実験協力団体が行う実証実験や、県が率先して行うプラごみ削減の取組等の模様を撮影し、以下の要件を満たした普及啓発動画を作成すること。

ア 動画作成の目的・内容

広く県民に対して、学生による実証実験を紹介し、プラごみ削減意識の普及啓発に資する内容（特に、実証実験協力団体以外の学生団体が、本事業を通じ創出されたモデル事業と類似の取組を実施する意欲を喚起されるような内容）とすること。

なお、イの動画Bについては、短時間で気軽に視聴できるコンテンツとして作成し、より長尺の動画Aへ誘導する導線として活用することも目的とすること。

イ 作成する動画の種類

動画A：長さ3～5分程度・横型サイズ・1本

動画B：長さ60秒以下・縦型サイズ・2本以上

ウ 作成する動画の形式

YouTubeでの映像配信（イの動画Bは、「YouTubeショート」での映像配信）に適した形式で作成すること。また、YouTubeへの掲載に使うサムネイル用画像ファイル（JPEGファイル形式）及び日本語字幕ファイル（SRTファイル形式）を作成すること。なお、作成した動画は、発注者が神奈川県公式YouTubeチャンネル「かなチャンTV」に掲載する。

(4) 今後に向けた改善提案

本年度の成果及び課題を整理のうえ、発注者と共同で、今後の取組の方向性を検討し、その検討結果を5（4）業務完了届の内容に含めること。

(5) 業務スケジュールについて【企画提案事項】

受注者は、受注後速やかに、以下の業務スケジュール例を参考とし、発注者との協議の上、上記(1)～(4)の業務の実施に係るスケジュール表を作成し、発注者に提出すること。

＜業務スケジュール例＞

| 月 | 4 | 5 | 6 | 7 | 8 | 9 | 10 | 11 | 12 | 1 | 2 | 3 |
|-----------------------|---|---|---|---|---|---|----|----|----|---|---|---|
| (1) ア キックオフイベント | | ● | | | | | | | | | | |
| (1) イ 募集のための広報 | → | → | | | | | | | | | | |
| (1) ウ 応募受付 | | → | | | | | | | | | | |
| (1) エ 審査会の開催 | | | ● | | | | | | | | | |
| (2) 実証実験、伴走・費用支援 | | | | → | → | → | → | → | → | → | | |
| ※かながわプラごみ削減オンラインフォーラム | | | | | | | | | | | ● | |
| (3) 普及啓発動画の作成 | | | | → | → | → | → | → | → | → | → | |
| (4) 今後に向けた改善提案 | | | | | | | | | | | → | |

5 提出物

- (1) 作業責任者届<受注後速やかに>
受注者は、業務の遂行に関し、事業に必要な能力と経験を有する者を作業責任者に定め、書面により発注者に報告するものとする。
- (2) 業務スケジュール表（4(5)を参照）<受注後速やかに>
- (3) 各実証実験協力団体に係る参考様式1～4及び再委託承諾願（4(2)ウを参照）
- (4) 業務完了届（契約書別紙様式）<業務終了後速やかに>
- (5) 広報動画<業務終了後速やかに>
 - ※ サムネイル用画像ファイル（JPEGファイル形式）及び日本語字幕ファイル（SRTファイル形式）含む
 - ※ 納品形式・数量 汎用のDVDプレーヤーで再生可能な形式で広報動画を保存したDVD・2部
- (6) その他契約書及び同別添「個人情報保護に係る特記仕様書」に基づく提出物
- (7) 上記(1)～(6)に係る納品先
神奈川県庁 新庁舎4階 環境農政局環境部資源循環推進課

6 著作権

- (1) 本事業の遂行により生じた著作権（著作権法第27条及び28条に定める権利を含む。）を含む一切の権利は、その生じた時から発注者に帰属するものとする。
- (2) 第三者が権利を有する著作権（写真、音楽等）を使用する場合には、著作権、肖像権等に嚴重な注意を払い、当該著作物の使用に関して費用の負担を含む一切の手続を受注者において行うものとする。
- (3) 発注者が所有する資料（写真等）を使用する場合には、発注者と受注者とが協議の上、調達可能なものについては発注者が提供する。
- (4) 納入される成果物に第三者が権利を有する著作物（以下「既存著作物」という。）が含まれている場合は、発注者が特に使用を指示した場合を除き、受注者の責任と負担において、当該既存著作物の使用承諾契約に係る一切の手続を行うこと。
- (5) 本仕様に基づく業務に関し、第三者との間で著作権に係る権利侵害の紛争等が生じた場合には、当該紛争等の原因が専ら発注者の責任に帰す場合を除き、受注者は自らの責任と負担において一切の処理を行うものとする。
- (6) 著作者人格権の不行使 受注者は、発注者の書面による事前の同意を得なければ著作権法第18条（公表権）及び第19条（氏名表示権）を行使することができない。

7 その他

- (1) 契約書、仕様書及び企画提案書（以下、「契約書等」という。）を遵守すること。また、契約書等に定めのない事項については、発注者と受注者が協議して決定することとする。
- (2) 受注者は、業務の遂行で知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用してはならない。なお、業務終了後においても同様とする。
- (3) 受注者は、本委託業務の契約後遅滞なく、緊急時の連絡体制及び役割分担を定め、発注者へ報告すること。また、問題が発生したときは、速やかに内容及び対応経過を

発注者へ報告すること。

- (4) 受注者は、業務内容及び業務の進め方について事前に発注者と協議すること。また、業務の進行状況等について、発注者に随時報告するとともに、指示を受けること。
- (5) 発注者から依頼があった時は、随時進捗状況の報告等を行うこと。
- (6) 受注者は、円滑に本事業を進めるため、発注者をはじめ連携する事業者と随時連絡をとり、事業内容について十分な調整を図ること。
- (7) 受注者は、実験協力団体の法令違反や第三者への損害行為を防止するよう十分留意し、実証実験協力団体に適切な指導を行うこと。また、本事業の実施に伴い、実験協力団体が第三者に与えた損害については、発注者の故意又は過失に起因する場合を除き、発注者は責任を負わないものとする。
- (8) 受注者は、参考様式1～4について、趣旨を損なわない範囲で項目の追加やレイアウトの変更等の改変を行った上で使用することができる。

必要経費一覧表

| 分類 | 内容 |
|----------|---|
| 旅費 | 実証実験に必要な調査等に伴う旅費 |
| 光熱水費 | 実証実験の実施により増加した分に係る光熱水費（実証実験の実施により増加したことが客観的に確認できる分に限る。） |
| 物品購入費 | 実証実験に必要な消耗品、設備の購入代（単価10万円未満のものに限る） |
| 印刷費 | 実証実験に必要な広報物等の印刷、実証実験に必要な資料のコピー代 |
| 工事費 | 実証実験に必要な工事代 |
| 郵便・通信費 | 実証実験に必要な郵送料、宅配便料、インターネット経費、電話代等 |
| 外部委託料 | 実証実験に必要なだが、実証実験協力団体が自ら行うことができず、かつ実証実験の主たる部分でない作業等の外部委託料 |
| 使用料及び賃借料 | 実証実験に必要な消耗品、設備、会議室等の使用料・賃借料 |
| その他 | 実証実験に必要な経費のうち、発注者が認めた経費 |

※いずれも、領収書等経費の支出を証する書類が発行可能なものに限る。

※支援対象の実証実験の実施有無にかかわらず発生する経費は含めない。

(参考様式1)

誓約書

令和 年 月 日

(受注者) 様

(実証実験協力団体名)

代表者 氏名

当団体は、プラスチック削減の取組に係る実証実験を行うにあたり、以下の事項について誓約します。

- (1) 当団体は、団体の意思を決定し、執行する体制を確立しています。
- (2) 当団体は、自ら経理し、監査する会計組織を有しています。
- (3) 当団体は、県税その他の神奈川県に対する金銭債務の支払に滞納がありません（ただし、災害等で地方税法第15条の規定により徴収猶予を受けている場合を除く。）。
- (4) 当団体は、暴力団ではありません。
- (5) 当団体の代表者のうちに暴力団員に該当する者はありません。
- (6) 当団体は、御社の承認を受けたプラスチックごみ削減実証実験事業計画書（以下「計画書」といいます。）に基づき実証実験を実施し、御社から提供された経費は、計画書で定めた用途にのみ使用します。
- (7) 当団体の構成員が（6）に反し計画書で定めた用途以外に経費を使用した場合には、該当額について御社に再度の支払いを要求せず、当団体内の責任において解決します。
- (8) 当団体が御社からの支援により取得した財産は、当該財産の耐用年数を経過するまでは、計画書で定めた目的及び当団体の行うプラスチックごみ削減に係る取組のためだけに使用し、売却等はしません。
- (9) 当団体が個人情報を取り扱う場合には、御社の監督を受けるとともに、御社の規定する個人情報の安全管理の方法を遵守します。

(参考様式2)

プラスチックごみ削減実証実験事業計画書

令和 年 月 日

(受注者) 様

(実証実験協力団体名)
代表者 氏名

プラスチックごみ削減実証実験については、次のとおり実施します。

1. 実証実験協力団体について

| | |
|--------------|--|
| (1)実証実験協力団体名 | |
| (2)代表者 | |
| (3)担当者 | |
| (4)担当者連絡先 | |

2. 実証実験の概要について

| | |
|------------|-----------------------------|
| (1)取組名称 | |
| (2)実施期間 | |
| (3)実施場所 | (特定のイベントにおいて実施する場合、その名称も記載) |
| (4)実証実験の概要 | (簡潔に記載) |
| (5)実証実験の目的 | (現状の課題、実施理由、実証実験後に目指す姿等を記載) |

(参考様式2)

3. 実証実験の詳細について

| | |
|---------------|--|
| (1)実施内容、実施方法 | |
| (2)スケジュール | (準備～実施～事後検証のスケジュールを記載) |
| (3)必要経費合計額 | (円) |
| (4)数値目標及び採用理由 | (具体的な数値目標と、2.(5)の実証実験の目的と当該数値目標の因果関係等から当該数値目標を採用した理由を説明) |
| (5)数値目標の把握方法 | |

(参考様式2)

| | |
|-----------------------------|--|
| <p>(6)実証実験終了後の取組継続に係る計画</p> | <p>(本事業による費用支援等が無くても取組を継続できるようにするための計画を記載)</p> |
|-----------------------------|--|

4. 必要経費について

別紙「必要経費予算書」のとおり。

【参考】必要経費一覧表

| 分類 | 内容 |
|----------|---|
| 旅費 | 実証実験に必要な調査等に伴う旅費 |
| 光熱水費 | 実証実験の実施により増加した分に係る光熱水費（実証実験の実施により増加したことが客観的に確認できる分に限る。） |
| 物品購入費 | 実証実験に必要な消耗品、設備の購入代（単価10万円未満のものに限る） |
| 印刷費 | 実証実験に必要な広報物等の印刷、実証実験に必要な資料のコピー代 |
| 工事費 | 実証実験に必要な工事代 |
| 郵便・通信費 | 実証実験に必要な郵送料、宅配便料、インターネット経費、電話代等 |
| 外部委託料 | 実証実験に必要だが、実証実験協力団体が自ら行うことができず、かつ実証実験の主たる部分でない作業等の外部委託料 |
| 使用料及び賃借料 | 実証実験に必要な消耗品、設備、会議室等の使用料・賃借料 |
| その他 | 実証実験に必要な経費のうち、発注者が認めた経費 |

※いずれも、領収書等経費の支出を証する書類が発行可能なものに限る。

※支援対象の実証実験の実施有無にかかわらず発生する経費は含めない。

(参考様式3)

プラスチックごみ削減実証実験事業計画書変更承認申請書

令和 年 月 日

(発注者) 様

(実証実験協力団体名)

代表者 氏名

令和 年 月 日付けで提出したプラスチックごみ削減実証実験事業計画書を次のとおり変更したいので申請します。

1 変更の内容

| 変更前 | | 変更後 | |
|-----|----|-----|----|
| 項目 | 内容 | 項目 | 内容 |
| | | | |
| | | | |

(注) プラスチックごみ削減実証実験事業計画書に準じて記入してください。

2 必要経費予算書の変更の内容

別紙「変更必要経費予算書」のとおり

(注) 「変更必要経費予算書」に変更のない場合には省略可能。

3 変更の理由

【参考】必要経費一覧表

| 分類 | 内容 |
|----------|---|
| 旅費 | 実証実験に必要な調査等に伴う旅費 |
| 光熱水費 | 実証実験の実施により増加した分に係る光熱水費（実証実験の実施により増加したことが客観的に確認できる分に限る。） |
| 物品購入費 | 実証実験に必要な消耗品、設備の購入代（単価10万円未満のものに限る） |
| 印刷費 | 実証実験に必要な広報物等の印刷、実証実験に必要な資料のコピー代 |
| 工事費 | 実証実験に必要な工事代 |
| 郵便・通信費 | 実証実験に必要な郵送料、宅配便料、インターネット経費、電話代等 |
| 外部委託料 | 実証実験に必要だが、実証実験協力団体が自ら行うことができず、かつ実証実験の主たる部分でない作業等の外部委託料 |
| 使用料及び賃借料 | 実証実験に必要な消耗品、設備、会議室等の使用料・賃借料 |
| その他 | 実証実験に必要な経費のうち、発注者が認めた経費 |

※いずれも、領収書等経費の支出を証する書類が発行可能なものに限る。

※支援対象の実証実験の実施有無にかかわらず発生する経費は含めない。

(参考様式4)

プラスチックごみ削減実証実験結果報告書

令和 年 月 日

(受注者) 様

(実証実験協力団体名)
代表者 氏名

プラスチックごみ削減実証実験に係る結果を次のとおり報告します。

1. 実証実験の結果について

| | |
|---------------|--|
| (1)実証実験の実施内容 | |
| (2)実証実験の結果、効果 | |

2. 数値目標について

| | |
|---------------------|--------------------|
| (1)数値目標の達成状況 | (目標値) (実績値) |
| (2)目標値未達の場合、想定される理由 | |

3. 今後の展望について

(参考様式4)

| | |
|-----------------|--|
| (1)今後の取組継続に係る計画 | |
|-----------------|--|

4. 必要経費について

別紙「必要経費決算書」のとおり。

【参考】必要経費一覧表

| 分類 | 内容 |
|----------|---|
| 旅費 | 実証実験に必要な調査等に伴う旅費 |
| 光熱水費 | 実証実験の実施により増加した分に係る光熱水費（実証実験の実施により増加したことが客観的に確認できる分に限る。） |
| 物品購入費 | 実証実験に必要な消耗品、設備の購入代（単価10万円未満のものに限る） |
| 印刷費 | 実証実験に必要な広報物等の印刷、実証実験に必要な資料のコピー代 |
| 工事費 | 実証実験に必要な工事代 |
| 郵便・通信費 | 実証実験に必要な郵送料、宅配便料、インターネット経費、電話代等 |
| 外部委託料 | 実証実験に必要だが、実証実験協力団体が自ら行うことができず、かつ実証実験の主たる部分でない作業等の外部委託料 |
| 使用料及び賃借料 | 実証実験に必要な消耗品、設備、会議室等の使用料・賃借料 |
| その他 | 実証実験に必要な経費のうち、発注者が認めた経費 |

※いずれも、領収書等経費の支出を証する書類が発行可能なものに限る。

※支援対象の実証実験の実施有無にかかわらず発生する経費は含めない。